

と き 令和元年 7月19日

と ころ 国保連合会10階A会議室

令和元年度

第2回

理事会

議事録

東京都国民健康保険団体連合会

令和元年度第2回理事会
役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和元年7月19日(金)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時17分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人 議長 安藤立美
理事 渡辺喜重(東京建設職能国民健康保険組合理事長)
- 4 出席者 理事 25名(本人10名、書面出席15名)
監事 4名(本人2名、代理出席2名)

特別区代表

武井理事(港区長)	書面出席	鳥居	国保年金課長
松原副理事長(大田区長)	書面出席	牧井	国保年金課長
長谷部理事(渋谷区長)	書面出席	古川	国民健康保険課長
高野理事(豊島区長)	書面出席		
花川理事(北区長)	書面出席	目黒	庶務係長
坂本理事(板橋区長)	書面出席	山田	国保年金課長
近藤理事(足立区長)	書面出席	加藤	国民健康保険課長

市町村代表

石森理事(八王子市長)	書面出席	横溝	保険年金課長
浜中理事(青梅市長)	書面出席	机	保険年金課長
石阪副理事長(町田市長)	書面出席	小山	保険年金課長
丸山理事(西東京市長)	書面出席	定留	国保給付係長
加藤理事(福生市長)	書面出席	吉崎	保険年金課長
渋谷理事(清瀬市長)	書面出席	北平	保険年金課長
坂本理事(檜原村長)	書面出席	岡部	村民課課長補佐
森下理事(小笠原村長)	書面出席		

国民健康保険組合代表

依田理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)			
安部理事(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)			
鵜飼副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)			
木津川理事(東京都弁護士国民健康保険組合理事長)			
櫻井理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)			
渡辺理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)			

学識経験者

安藤理事長			
加島専務理事			
志賀理事(公益財団法人特別区協議会常務理事)			
木村理事			

監 事

田 中 監 事 (杉 並 区 長) 代理出席 青 木 国保年金課長

橋 本 監 事 (日 の 出 町 長) 代理出席 田 中 町民課長

高 橋 監 事 (東 京 都 薬 剂 師 国 民 健 康 保 険 組 合 理 事 長)

飯 塚 常 勤 監 事

5 欠 員 理 事 1 名

理 事 出 欠 表

出 席 者	本 人		1 0
	書 面	持 参	1 3
		郵 送	2
計 (ア)			2 5
欠 席 者			0
合 計 (イ)			2 5
出 席 率 (ア) / (イ)			1 0 0 %
欠 員			1

開 会（午前10時～）

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回理事会を開催いたします。

まず、今現在の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事22名のご出席を得ております。したがいまして、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中を、そして交通の混乱があったようでございますが、その中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から私どもの事業に対しまして、ご理解とご協力いただいておりますことに、改めて御礼を申し上げます。

今日ご審議をいただきます主な事項は、平成30年度の事業報告、及び決算等でございますが、本会を取り巻く情勢と事業報告について、私から何点か申し上げたいと存じます。

初めに、本年5月に本会の業務に極めて深くかかわります健康保険法等の一部を改正する法律が成立、交付されましたので、触れさせていただきます。

改正の概要につきましては、1つ目は、オンライン資格確認の導入。2つ目は、医療及び介護情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設。3つ目は、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施。そして4つ目は、審査支払機関の機能強化等でございます。

このうち、保険者及び本会業務等への影響についてはマイナンバーカードによるオンライン資格確認であり、2021年3月から実証される予定になっております。資格過誤の請求等の減少は期待できますけれども、私どもでは資格確認を更に細かく行うなどの新たな作業が発生いたしますとともに、システムそのものの改修が必要になってくるわけでございます。

また、柱の1つであります審査支払機関の強化、私どもの本来業務でございますが、国

保連合会の理念規程及び業務規程が新しく作られまして、診療報酬等の審査支払業務を始め、KDBシステムを活用したデータ分析等に関する業務も法律に明記されることになったわけでございます。

このため、本会では、データ分析などを行う職員の育成や情報処理基盤の整備を進めるとともに、これまで以上に重要な役割が求められておりますので、その付託に応えられるように、適切に対応してまいりたいと思っております。

昨年度でございますが、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな交付制度の施行や、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定など、大きな改正がありました。保険者の皆様のご協力もございまして、特段の問題もなく実施することができましたが、引き続き安定的な制度運営を支援するために、関連システムの管理運用業務等にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

第3次経営計画であります。初年度となる第2期実施計画の目標達成に向けて、鋭意取り組んだところでございます。

保険者事務共同処理事業につきましては、第三者行為損害賠償請求収納事務におきます受託範囲の拡大に向けて、保険者のご担当者を交えて検討を進めてまいりました。

このほか、各種事業については、後ほど事務局から報告を申し上げますが、本日の理事会での提出案件につきましては、十分にご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人指名

○理事長 それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、本理事会の議事録署名人を指名いたします。本理事会の議事録署名人には、東京建設職能国民健康保険組合理事長の渡辺喜重様をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、早速議事に入ります。

恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願います。ご覧のとおり、報告事項は、「監事の監査について」他4件でございます。議決事項は、「平成30年度事業報告について」から「通常総会の招集について」まで、23件の議題につきましてご審議をいただきます。

それでは、議案書によりまして、報告事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項の1、「監事の監査について」を議題といたします。

本件につきましては、去る7月3日に平成30年度決算に係る監事監査が行われましたので、その結果をご報告いただくものであります。

それでは、常勤監事からご報告をお願いいたします。

○常勤監事 4月から就任いたしました飯塚でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から監事監査について報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書2-1の3ページをご覧いただきたいと存じます。

平成30年度における事業報告並びに一般会計、外各会計決算につきまして、令和元年7月3日に監査を行ったところ、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理は、法令・規則に従って適正に管理執行されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

以上でございます。

○理事長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきましてのご質疑は、後ほどご審議いただきます平成30年度事業報告及び各会計決算の際にあわせてお願いいたします。

次に、報告事項の2、「事業計画及び予算に関する委員会の審議経過について」を議題といたします。

本件につきましては、去る7月12日に事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本日提案されております予算補正関連について審議されましたので、その内容につきましてご報告をいただくものであります。

恐縮でございますが、再び議案書2-1の目次をご覧いただきたいと思っております。具体的に審議されました主な事項は、本日の議決事項の12、「平成30年度分の剰余処分計画書の

提出及び実費精算方法について」から、議決事項の14を除きまして、議決事項の19、「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの7議題であります。

本日は、委員長であります大田区の松原区長が書面による出席のため、副委員長であります全国土木建築国民健康保険組合の依田専務理事からご報告をお願いしたいと存じます。
○予算委員会副委員長 全国土木建築国民健康保険組合の依田でございます。去る7月12日に開催いたしました事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきましてご報告を申し上げます。

事務局から提案がありました主な案件は、平成30年度の実費精算及び令和元年度の予算補正でございました。本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のあった議題の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうかご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○理事長 ありがとうございます。

ただいまのご報告の質疑につきましては、この後、関連の議決事項を審議する際にあわせてお願いいたします。

続きまして、報告事項の3、「第3次経営計画について」を議題といたします。

本件につきましては、平成30年度の第3次経営計画の取り組みについてご報告するものであります。

事務局から報告をいたします。

○事務局 事務局長でございます。報告事項3、「第3次経営計画について」でございます。お手元の資料、机上配布の分でございます。資料1、第3次経営計画平成30年度実績報告及び別紙、総括概要をお願いいたします。

第3次経営計画における第2期実施計画の初年度でございます平成30年度の執行状況につきましては、第三者の立場から客観的に評価していただくために設置しております経営評価委員会を去る7月4日に開催し、評価や助言をいただいたところでございます。それらの内容をお手元の第3次経営計画平成30年度実績報告及び総括概要にまとめましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、今年度につきましても、各計画の目標達成に向け取り組んでおります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○理事長 事務局からの報告が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

特にございませんようですので、ご了承いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項の4、「職員定数適正化計画の策定について」を議題といたします。

本件につきましては、第4版となる職員定数適正化計画を策定いたしましたので、その内容をご報告するものでございます。事務局から報告をいたします。

○事務局 報告事項4、「職員定数適正化計画（第4版）について」でございます。お手元の資料2、職員定数適正化計画（第4版）をお願いいたします。

現在、本会では職員定数適正化計画（第3版）に基づき、職員定数を管理しておりますが、第3版は本年度までの職員定数を定めていることから、来年度以降の職員定数を管理するため、今般、第4版を策定いたしましたので、ポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。1、これまでの職員定数適正化への取り組み実績です。この項では、職員定数適正化計画の策定を始めた平成21年度からの本会の定数適正化計画における取り組み実績についてまとめております。

ポイントとしては、2段落目の平成20年度から令和元年度までの間で232人、事務局で66人、南多摩病院の地域法人への承継で166人の職員定数を削減してきたことを記載してございます。

次に、1枚おめくりいただき、3ページをお願い申し上げます。2、職員定数適正化計画（第4版）の策定に係る考え方です。第4版の策定に当たり、基本的な方針について、下記の検討1から4ページの検討3までの3つの観点で検討いたしました。これらの検討結果を踏まえ、5ページの3、職員定数適正化計画（第4版）の具体的な取り組みをまとめました。

(1)計画期間及び目標数値です。計画対象期間は、令和2年度から、次期国保総合システム本稼働後の安定期間を見込んだ令和7年度までの6年間といたしました。また、職員

定数の目標値につきましては、現在の410人を6年間で12人削減し、398人体制といたします。

次に、目標を達成するため、(2)から(4)まで具体的な取り組みをまとめています。職員定数を削減しながらも、保険者サービスの維持・向上・拡充を図るため、ルールに沿って決められた単純作業を行うRPAの導入や、情報処理、通信に関する技術でありますICTの活用推進、高年齢職員の能力の活用、経験者採用や部署の再編などを含む組織体制の見直しなどを実施してまいります。

次に、1枚めくっていただいた7ページでは、本計画の見直しについて、先に成立した健康保険法等の一部を改正する法律などにより、国保連合会の役割は大きく変化すると予測されるため、計画期間であっても、必要な見直しを行うことを規定しております。

最後に8ページ、5、職員定数適正化計画（第4版）の年次計画でございます。上段が現行の60歳定年制での年次計画、下段が参考として本年の通常国会への法案提出は見送られました。定年延長が実施された場合の年次計画となります。内容はお読み取りいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、報告を終わります。

○理事長 事務局からの報告が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

特にございませんようですので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、報告事項の5、「東京ほけんサポートセンターの状況について」を議題といたします。

本件につきましては、平成30年度の事業状況や決算等につきましてご報告をするものでございます。

事務局から報告をいたします。

○事務局 報告事項5、「一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について」でございまして。

まず、東京ほけんサポートセンターにつきましては、多様化する保険者、広域連合など、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から、平成20年3月に一般社団法人東京ほけんサポートセンターを設立いたしました。

保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後、運営状況や決算につきましては、本会の基幹会議に報告することとしており、今回は平成30年度の事業報告及び決算状況につきまして報告いたします。

それでは、お手元資料の3—1をお願いいたします。サポートセンターの平成30年度事業報告でございます。

1、法人の運営につきましては、社員総会を1回、理事会を5回、監事監査を2回開催しております。なお、毎月、出納検査を実施しております。

次に、2、レセプト点検事業でございます。(1)後期高齢者医療分につきましては、資格点検で年間約90億4,500万円、内容点検で約10億5,600万円を医療機関調整いたしました。

(2)国保分の内容点検では、年間約5億5,600万円を医療機関調整いたしました。

次に、3、特定健診の電子化事業以降につきましては、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、4の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業につきましても、ご覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

続きまして、資料3—2をお願いいたします。こちらは去る5月30日開催のサポートセンターの第17回社員総会の議案の抜粋でございます。こちらの資料により、決算状況を説明申し上げます。

初めに、左側の30年度末の貸借対照表でございます。資産の部、資産合計4億307万6,997円、負債の部、負債合計3,868万5,091円、純資産の部、下から2行目でございますが、純資産合計で3億6,439万1,906円となり、借方、貸方それぞれの合計は4億307万6,997円となっております。

続きまして、中ほどの損益計算書でございます。まず、売上高でございますが、特定健診の電子化手数料、点検業務受託料等の合計で、売上総利益金額は5億9,610万5,876円でございます。次に、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の合計で、数値記載箇所の下から8行目でございますが、5億1,721万1,430円となり、差し引き7,889万4,446円の営業利益金額に営業外収益、特別利益などを加減算いたしました当期純利益金額は5,234万9,228円となっております。

右側の純資産変動計算書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。何か質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

特にございませんでしたら、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項の1から12までですが、これらは事業報告と各会計決算でございます、それぞれ関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をいたします。

○事務局 議案書2-1、5ページをお願いいたします。議決事項の1、「平成30年度本会事業報告について」から、次のページ、議決事項11、「平成30年度本会退職金特別会計歳入歳出決算について」です。別紙2-2のとおり定め、総会に提案いたしたい。

それでは、別冊2-2、厚いほうですけれども、1ページをお願い申し上げます。限られた時間でございます。概要の説明となりますが、よろしくお願い申し上げます。

平成30年度本会事業報告でございます。I、運営報告でございますが、冒頭の理事長の挨拶と重複いたしますので、後ほどご確認いただき、2ページ、II、事業報告でございます。

第1、総会及び役員会の開催では、1の総会は、役員を選任をお願いいたしました臨時総会を含め4回、2の役員会のア、理事会を5回、3ページ、イの事業計画及び予算に関する委員会を4回開催したほか、(2)の監事監査が2回実施されました。

第2、国保制度の改善と財政強化のための活動では、国及び東京都などに対し要請を行いました。

4ページ、第3、国保事業充実強化推進運動の支援では、1の保険料(税)収納率向上対策事業以下、5ページ、2の医療費適正化に関する講習会等を開催いたしました。

第4、保険者等との連絡、調整では、1の各種連絡協議会への参加等のほか、6ページ、(5)国保講演会まで、それぞれ開催いたしました。

第5、保健事業では、1の保険者が行う保健事業への支援といたしまして、(1)健康づくり事業への保健師等の派遣から、9ページの6、東京都在宅保健師の会の運営まで、記載のとおり各種講演会の開催や情報の提供などを実施いたしました。

10ページ、第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、11ページの3、法定報告情報の作成までを実施いたしました。

12ページ、第7、調査研究では、1の各種資料の作成、配布のほか、2の「国保ハンドブック」を発行いたしました。

13ページ、第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行をはじめ、14ページ、

7、「国保実務」「国保新聞」の配布まで、各事業を実施いたしました。

第9、医療保険に関する事業の1、診療報酬等審査支払事業では、保険者、広域連合から、国保、後期高齢者医療の審査支払に係る業務を受託し、適正・迅速な事務処理に努めるとともに、国保中央会と連携し、システムの安定運用を図りました。

なお、国保中央会と全国の国保連合会が策定した国保審査業務充実・高度化基本計画に基づき、審査基準の統一化に向け、審査委員会において周知を図りました。

(1)の審査委員会の運営では、医科部会、歯科部会合わせまして249人の審査委員により、原則毎月18日から24日までの会期で開催いたしました。また、医科40万点以上、歯科20万点以上のレセプトにつきましては、国保中央会に設置する特別審査委員会に審査を委託いたしました。

イ、審査付議件数は、(ア)国保が月平均の合計で約485万件、前年度比97.1%。(イ)の後期高齢者医療は、月平均の合計で約427万件、前年度比103.2%でございます。以下17ページまで、診療報酬等に係る審査関係数値でございます。後ほどご覧願います。

18ページ、(2)審査の充実・強化では、審査を効率的、効果的に進めるため、ICTの活用と審査事務共助の一層の強化を図りました。アの審査・審査事務共助の充実及び強化では、画面を利用した審査・審査事務共助システムによる審査支援や縦覧・突合点検等のシステムチェック項目の精査や拡大をいたしました。また、審査事務共助については、算定ルール及び横覧点検を充実するとともに、審査委員との連携を密にし、効率的な事務処理を実施いたしました。

イの職員研修の充実では、審査事務共助の能力向上を目的に、研修会や施設視察の実施により、専門知識の向上に努めました。以下21ページまで、審査関係数値でございます。後ほどご覧願います。

22ページ、2、療養費等審査事務でございます。(1)柔道整復療養費審査委員会の運営では、毎月1回、審査委員24人で開催いたしました。次の審査関係数値などにつきましては、後ほどご覧願います。

23ページ、上段の3、保険者レセプト管理事務では、国保、後期の受託状況はご覧のとおりとなっております。

第10、国保保険者からの事務受託でございます。(1)共同電算処理事業及び(2)第三者行為(交通事故)に起因する損害賠償請求収納事務を実施するとともに、今年度からの受託範囲拡大に向け、検討委員会の開催や保険者説明会を開催いたしました。

24ページ、2、その他の事務では、(1)診療報酬明細書等内容点検事務から、25ページ、(6)出産育児一時金等の支払事務まで、それぞれ実施いたしました。

26ページ、第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理の1、国保事業費納付金等算定標準システムの運用管理、2の国保情報集約システムの運用管理では、東京都や区市町村からシステムの運用管理業務を受託し、的確に実施いたしました。

12、東京都後期高齢者広域連合からの事務受託でございます。1の広域連合電算処理システムの運用及び基盤管理から、28ページの8、後発医薬品利用差額通知データ作成事務まで、それぞれ記載の事務を受託し、実施いたしました。

29ページ、第13、介護保険に関する事業でございます。1の介護給付費等審査支払事業等では、適正、円滑な審査支払業務を行いました。

(1)介護給付費等審査委員会の運営では、毎月1回開催のほか、介護医療部会、審査部会を会期外に各1回開催いたしました。審査委員数は18人、審査付議件数は月平均約136万件、前年度比で103.7%となっております。

(2)介護給付費等の支払状況のほか、31ページにかけまして、審査支払関連の数値を掲載しておりますので、後ほどご覧願います。

(3)介護給付適正化対策事業では、保険者に対し、本会が保有する給付実績情報等を活用した、アからオに記載の取り組みを支援いたしました。

2、保険者事務共同処理事業では、(1)共同電算処理事業から、32ページ、(3)第三者行為(交通事故)に起因する損害賠償請求収納事務までを実施いたしました。

3、苦情処理業務です。(1)事業者が行う介護サービスに関する調査、指導及び助言では、弁護士や医師等で構成する苦情処理委員会へ教示を求め、事業者への指導・助言を行いました。

(2)苦情処理に係る介護保険者及び東京都への支援業務では、アから、次のページ、ウまでを実施いたしました。

4、介護保険事業の円滑な運営に資する業務では、介護サービスの苦情相談白書及び次の34ページ「国保連介護サービス通信」の作成や、介護サービス事業者支援研修会を開催いたしました。

第14、障害者総合支援給付等に関する事業、36ページ、第15、措置費支払代行に関する事業、37ページ、第16、年金からの保険料(税)の特別徴収等に係る経由機関業務を円滑に実施いたしました。

第17、第3次経営計画の推進では、平成30年度から令和2年度までの第2期実施計画の取り組みを推進するとともに、外部有識者で構成する経営評価委員会を開催し、客観的な評価などをいただきました。

第18、ISO/IEC27001認証の維持・継続では、認証の維持・継続に向け、取り組みました。

以上で事業報告の説明を終わります。

引き続きまして、各会計決算を出納室長から説明させます。

出納室長でございます。平成30年度の決算につきましては、議案書の議決事項2から11として、別冊2-2、厚いほうの議案書の39ページから505ページに各会計別の決算数値を記載しておりますが、説明は、本日机上に配布してございます資料4、平成30年度東京都国民健康保険団体連合会各会計・勘定別決算概要によりご説明申し上げます。

それでは、概要の1ページをお願いいたします。ここから2ページ目にかけて、各会計・勘定別決算状況一覧表を載せております。

各会計の合計は、2ページをお願いいたします。こちらの最下段、合計欄の左から2列目、歳入の収入済額3兆3,770億9,944万733円、予算現額に対する収入率は88.9%です。右の歳出の支出済額は3兆3,739億4,985万327円、執行率は88.8%です。

3ページと4ページは積立金の状況、5ページ以降は各会計勘定の決算状況となっております。

以降、1ページから4ページでご説明をいたします。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。まず表の見方ですが、中央が歳入、その右が歳出、右端が決算残額です。この順でご説明をいたします。

それでは、一般会計の歳入の収入済額は14億5,364万9,167円、予算現額に対する収入率は91.6%です。一般会計の主な収入は負担金、繰入金、繰越金です。

続いて、右の歳出の支出済額は13億7,198万2,142円、執行率は86.5%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、広報宣伝費、保健事業費等です。平成30年度は、会員負担金事務費割の軽減を始めとした一般会計等の財源補填及び各特別会計業務勘定の各種手数料等の軽減財源とするため、財政安定積立金の一部処分や各業務勘定繰入金を予算計上しましたが、所要額のみ繰り入れたことにより、収入済額及び支出済額が低くなっています。

歳入歳出差引残額8,166万7,025円は、決算残額として令和元年度へ繰り越します。以降、

各会計も同様に右端の決算残額を繰り越します。

続きまして、診療報酬等審査支払特別会計業務勘定です。収入済額は148億3,037万6,353円、収入率は81.3%です。主な収入は、審査支払手数料、東京都補助金及び繰越金ですが、前期高齢者の医療費の自己負担を軽減するための国の補助金を本業務勘定で受け入れ、公費支払勘定及び柔整の特別会計に繰り出しています。

収入済額の減少の大きな要因は、医療機関等へ支払われるこの前期高齢者の指定公費医療費等の補助金及び保険者間調整療養費等受入金が予算額に対して大きく減少したことによるものです。

支出済額は130億6,847万1,114円、執行率は71.6%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、電算委託管理費等で、各会計の業務勘定も同様ですので、以降の説明は割愛いたします。

歳入歳出差引残額17億6,190万5,239円は、決算残額として令和元年度へ繰り越ししますが、このうち約8億9,000万円は前期高齢者の負担軽減措置に係る費用で、令和元年度に国へ返還します。

次に、その下の3つの支払勘定は、保険者等から医療機関等へ本会を経由して支払うものです。支払勘定の収入済額と支出済額は、ほぼ見合いとなっていますので、後ほどご確認をお願いいたします。このほかの支払勘定も同様ですので、以降の説明は割愛いたします。

次は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は80億805万3,074円、収入率は92.6%です。主な収入は、審査支払手数料や東京都後期高齢者医療広域連合からの委託金、繰越金等です。

支出済額は74億2,613万3,334円、執行率は85.9%です。

次は、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は8億5,815万7,395円、収入率は116.1%です。主な収入は、特定健診・特定保健指導負担金や特定健診手数料、繰越金等ですが、30年度は繰越金が予算額より増えたことにより、収入率が増加しております。

支出済額は5億1,975万6,000円、執行率は70.3%です。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計です。収入済額は18億56万842円、収入率は62.1%です。主な収入は、損保会社等からの損害賠償金受入金です。

支出済額は17億9,918万1,384円、執行率は62.1%です。主な支出は保険者等への損害賠

償金支出金です。

次は、柔道整復施術料等支払代行業務特別会計です。収入済額は260億6,974万340円、収入率は75%です。主な収入は、保険者等からの療養費等受入金、繰入金です。

支出済額は260億6,912万2,285円、執行率は75%です。主な支出は、柔道整復施術所等への療養費等支出金です。

2ページをお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は15億5,712万538円、収入率は94.7%です。主な収入は、審査支払手数料などの手数料や、苦情処理支援事業に対する東京都補助金、繰越金です。

支出済額は13億7,669万9,513円、執行率は83.7%です。

次は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。収入済額の3億2,295万6,172円は、主に給付費等審査支払手数料で、収入率は94.2%。

支出済額は2億7,164万7,391円、執行率は79.3%です。

次は、措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。収入済額の5,245万8,374円は、主に措置費支払代行手数料で、収入率は100.7%。

支出済額は3,052万974円、執行率は58.6%です。平成30年度は、令和元年度に実施する機器更改経費を予備費として計上しているため、執行率が低くなっています。

次は、退職金特別会計です。収入済額の5億4,958万2,369円は、主に退職給付引当資産からの繰入金で、収入率は96.9%、支出済額は、定年等退職者13名分の退職者手当金と退職給付引当資産への積立金、5億4,958万854円で、執行率は96.9%です。

3ページをお願いいたします。こちらのページと4ページの表で、積立金についてご説明いたします。

まず、左側の区分欄をご覧くださいまして、項番1の退職給付引当資産、項番3の財政調整基金積立資産、項番4の減価償却引当資産、次ページの項番5の電算処理システム導入作業経費積立資産については、平成26年度から国の通知により連合会が保有できる4つの資産です。

項番2の財政安定積立金については、将来の不測の事態に備えて、引き続き保有が認められた積立金です。

4ページをお願いいたします。合計欄の平成31年3月31日現在の残高は105億5,245万217円となっています。各積立金の残高は後ほどお読み取り願います。

以上、資料4をもちまして、議決事項2から11までの単式の決算概要の説明を終わります。

すが、ただいまご説明申し上げました資料の次の資料5、平成30年度東京都国民健康保険団体連合会各会計別収支計算書概要ですが、本会では、国の通知により、公益法人会計準則にのっとり、単式簿記の会計処理の情報を複式簿記に当てはめまして、財務諸表等を作成したのですが、内容の説明は、次の資料6、平成30年度東京都国民健康保険団体連合会財務諸表（実費精算）決算概要によりご説明し、その後に議決事項12についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料6、表紙の次の1ページをお願いいたします。上段の1、財務諸表作成及び実費精算の経緯ですが、平成25年3月29日の厚生労働省の通知により、新たな財務諸表の様式が示されました。

また、平成26年10月31日の通知により、毎年度の決算総会終了後、承認を受けました決算書及びその実費弁償方式判定結果を所轄の税務署に提出することになりました。

次に、下段の2、実費精算額算出までの流れですが、本会では、国の通知により、公益法人会計準則にのっとり、単式簿記の会計処理の情報を複式簿記に当てはめまして財務諸表等を作成しています。単式簿記と複式簿記の大きな違いですが、複式簿記は当期の収支を明示するものであるため、単式簿記では歳入になる前年度繰越金は含みません。イメージ図の左側の単式の歳入歳出決算書をもとに、中央の複式の収支計算書を作成します。

繰り返しになりますが、イメージ図の中央、収支計算書の下段、前期繰越収支差額Bが歳入歳出決算書の前期繰越金に当たりますので、実費精算の判定においては、当期収支差額Aから右側の判定表の下にあります収入に該当しない額、費用に該当しない額や、令和元年度の国への返還金など、収支計算書以外で生じる収入及び費用加算額を減算し、実費精算額を算出しています。

2ページをお願いいたします。上段の3、各収益特別会計における差引額、収支差額ですが、表の項番1の歳入歳出決算書の差引残額は、表に記載の5つの特別会計における支払勘定を含めた決算残額で、項番2の収支計算書の最下段、次期繰越収支差額Cと同額になります。この次期繰越収支差額から前期繰越収支差額Bを除いた当期収支差額Aをもとに、厚生労働省が示した判定表を用いて、5つの収益特別会計について剰余の有無を判定した結果、下段の4、平成30年度実費精算額の表のとおり、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計で5,021万6,316円の実費精算を行うこととなりました。

この精算額につきましては、国保保険者と広域連合を含めました保険者ごとに実費精算額を算出し、今年度、本会から請求する健診事業の負担金等から控除いたします。

なお、収支がマイナス表示の特別会計は、実費精算額が発生しないことから、税法上の実費弁償の判定においては、お戻しする額が生じないというものです。

簡単ではございますが、この資料の説明は終わらせていただきまして、ここで議案書2-1にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。議決事項12、平成30年度分の剰余処分計画書の提出及び実費精算方法についてです。

提案の趣旨です。平成30年度分の負担金等の実費精算を行うに当たり、剰余処分計画書を麴町税務署へ提出いたします。なお、平成30年度の実費精算の方法は、精算額を今年度に徴収する負担金等から控除いたします。

9ページをお願いいたします。平成30年度の剰余処分計画書です。記載のとおり、記書き4の特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計では、剰余金5,021万6,316円、これは税務上の剰余金となりますが、剰余金は手数料等収入に繰り入れ、その額の相当額を令和元年度の保険者等から徴収する手数料等の額から控除いたします。

10ページをお願いいたします。平成30年度の剰余処分計画書に基づく手数料等の減額について、特定健診関係の会計では、国保と後期の按分により剰余金を算出しています。国保分4,459万2,089円。

12ページになりますが、後期分が562万4,227円です。

なお、各国保保険者の減額額は、10、11ページの保険者別負担金減額内訳一覧のとおりとなりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

最後になりますが、次の資料7、表題が平成30年度東京都国民健康保険団体連合会決算、一般会計と各特別会計業務勘定の合計がございまして、こちらは参考として表題の各会計勘定の主な歳出項目を集約した資料ですので、後ほどご覧願います。

以上で議決事項2から12の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議決事項の1から12は、原案どおり決定いたします。

次に、議決事項の13及び14につきましては、ICT等を活用した審査支払業務等におけ

る新たな積立資産の関連でありますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明いたします。

○事務局 議決事項13、14の I T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための新たな積立資産関連の議案説明の前に、口頭で恐縮でございますが、 I C T等の積立資産設定に係る概要を説明させていただきます。

国保連合会は、平成26年10月31日付の厚生労働省からの都道府県宛てに発出されました通知、国保連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取り扱いについて及び国保連合会における経理事務について等の一部改正についてにより、現在、財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産の4つの積立資産を非課税により積立を行っております。

こうした中、規制改革推進会議等の閣議決定などにおきまして、今後、 I C T——従来から使われております I Tと同意語でございます。情報処理・通信に関する技術や A I（人工知能）の導入、活用により、審査支払業務の高度化・効率化を行うことが求められておりますが、そのために国保連合会が積み立てた場合は、課税となってしまうという課題がございます。

このため、厚生労働省は、今後の A I等を活用した審査業務の高度化・効率化等の取り組みのために、その費用を国保連合会が非課税で積み立てられるよう、国税庁と協議を行い、本年3月27日付で、都道府県宛てに新たな積立資産の創設等についての改正通知が発出されました。

一方、国保連合会の財務処理は、厚生労働省の通知により、実費弁償方式で行われておりますが、5年に1回、所轄税務署に確認申請書を提出し、確認を受ける必要がございます。本来であれば、平成31年3月末日がその期限となるところでございましたが、厚生労働省におきまして、国税庁と協議を行った結果、7月に開催する理事会、総会において、新たな積立資産の規定の整備及び令和元年度予算の補正を行い、総会終了後、速やかに所轄税務署へ確認申請をすることを条件に、期限の延長がなされることとなりました。

こうしたことから本日、積立資産の設定及び管理運用規程、さらに議決事項15から19の予算補正を提案させていただきました。全国の国保連合会と足並みをそろえるためにも、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案につきまして総務部長から説明させます。

総務部長でございます。議決事項13と14につきましては、ただいま事務局長から説明申

上げました新たな積立資産関連でございます。

それでは、議案書2—1、13ページをお願いいたします。議決事項13、「本会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の設定について」です。

提案の趣旨でございます。国の通知に基づく新たな積立資産として、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産を設定するものです。

めくっていただきまして、15ページをお願いいたします。国の通知、国民健康保険団体連合会における経理事務についての一部改正に伴い、本会が次に掲げる特別会計の事業運営におきまして、ICTやAIを活用したコンピュータチェックの導入等による審査支払業務等のさらなる高度化・効率化の取り組みに係る経費に充てるため、積立資産を設定するものでございます。

特別会計の種類は、第1号が診療報酬等審査支払特別会計、第2号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、第3号、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計、第4号、介護保険事業関係業務特別会計、第5号、障害者総合支援法関係業務等特別会計の5会計でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。議決事項14、「本会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定について」です。

提案の趣旨でございます。ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の管理運用を適正に行うため、規程を制定するものです。

19ページをお願いいたします。規程案でございます。

第1条は目的で、第1号から第5号に定める特別会計の事業運営におきまして、ICT等を活用したコンピュータチェックの導入等による審査支払業務等のさらなる高度化・効率化の取り組みに係る経費に充てるため、積立資産として所要額を積み立て、管理運用するために必要な事項を定めます。

第2条は、積立資産の種類です。第1号から第5号に定める積立資産となっております。第3条は、積立資産の額で、当該年度の第1条に規定する各特別会計における手数料等収入の年度額の10分の3に相当する額を上限としております。

次のページをお願いいたします。第4条は、積立資産の管理です。本会資金管理規則の規定に基づき、適正に管理いたします。第5条は、運用益金の処理です。第2条に規定する各積立資産の運用益は各会計予算に計上し、それぞれの積立資産に繰り入れ、区分管理いたします。第6条は、積立資産の処分です。第1号、第2号に定める場合に限り、処分

することができます。第7条は、委任規定でございます。

附則です。施行期日は総会において、本積立資産の設定について議決を得た日から施行いたします。

以上で議決事項13と14の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

特にございませんでしたら、お諮りいたします。本案件を決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議決事項の13及び14は原案どおり決定をいたします。

次に、議決事項の15から19までは、令和元年度の予算補正でありますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をいたします。

○事務局 議案書2-1の21ページ以降に、各特別会計予算補正を載せてございます。本日これらの内容を集約いたしましたものを資料8として配布いたしました。表題は、令和元年度歳入歳出予算補正の概要でございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料8をご覧ください。令和元年度歳入歳出予算補正の内容は3点でございます。提案の趣旨とあわせて説明申し上げます。

1点目は、国庫補助金の返還でございます。これは、昨年度に概算交付された70歳から74歳の国保前期高齢者に対する医療機関等窓口での1割負担軽減特例措置、いわゆる指定公費負担医療費等に対する国庫補助金の精算に伴い、精算額を国庫へ返還するため、予算補正を行うものであります。当該国庫補助金の会計処理を行っている診療報酬等審査支払特別会計業務勘定の予算補正となります。

2点目は、新たな積立資産の設定に伴う科目設定でございます。先ほどの事務局長からの概要説明でも申し上げましたが、現在、国保、後期、健診、介護、障害の5つの特別会計には、国の通知に基づき、財政調整基金積立資産等の積立資産を設定しておりますが、このたび発出された改正通知に基づき、5つの各特別会計に新たな積立資産を設定し、そ

れに伴い、科目を新設するための予算補正となります。

3点目は、議決事項12で説明申し上げました負担金等実費精算処理を行うに当たり、保険者様から頂戴する負担金等から精算額を控除するための予算補正でございます。対象となるのは、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計でございます。

中ほどの表をご覧ください。縦軸には議決事項ごとに特別会計を、横軸には今回の補正内容を記載し、予算補正額も含め、まとめたものでございます。

上から議決事項15、診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正は、提案の趣旨1点目及び2点目の内容が関連する予算補正でございます。

横軸①の国庫補助金の返還では、平成30年度に概算交付された国庫補助金の精算に伴い、精算額を今年度国庫へ返還いたします。ここに記載はございませんが、交付額約33億3,000万円に対して、所要額は約24億4,000万円、結果として約8億9,000万円の返還となります。歳入では6款1項1目「繰越金」を、歳出では8款2項1目「償還金及び還付金」をそれぞれ増額し、補正額は8億9,378万2,000円、前年度決算剰余金の一部を国庫へ返還するものであります。

横軸②の積立資産の科目設定では、新たな積立資産の設定に伴う科目設定のため、予備費を減額し、積立予算額を増額する歳出の予算補正でございます。歳出、6款1項4目「国民健康保険等ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」、補正額1,000円、9款1項1目「予備費」、補正額マイナス1,000円、科目を設定するための予算補正でございます。

ただいまご説明いたしました積立資産の科目設定に関する予算補正につきましては、横軸②の欄を縦にご覧いただきますと、議決事項15から19まで、各会計ともに予備費を減額して積立予算額を増額する歳出の予算補正となりますので、以降の議決事項16から19までの横軸②、積立資産の科目設定に関する説明は割愛させていただきます。

今回は、科目設定だけの予算補正となりますが、今後の積立につきましては、慎重に検討を進めてまいります。

続きまして、議決事項17、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてご説明いたします。横軸③、実費精算の欄をご覧ください。

実費精算額約5,000万円につきまして、平成30年度に国保保険者と後期高齢者医療広域連合から頂戴しました本事業負担金及び委託金の収入額で按分し、今年度にご負担いただく負担金及び委託金から控除いたします。

歳入、1款1項1目「国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金」、補正額マイナス4,459万3,000円、5款1項1目「後期高齢者医療広域連合委託金」、補正額マイナス562万5,000円、7款1項1目「繰越金」、補正額5,021万8,000円、保険者様からの負担額を減額し、繰越金を増額する歳入の予算補正でございます。

恐れ入りますが、ここでお手元の資料9をご覧ください。これは国の通知により国保連合会に対して定められた財務諸表の1つ、収支補正予算書でございます。こちらは、単式簿記による補正予算を複式簿記に置きかえたものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外、左上に会計名称を載せてございます。1枚目の診療報酬等審査支払特別会計をご覧ください。表の左から2列目に当初予算額を、その右側に補正額（5月）として、こちらは5月に行った補正予算を、さらにその右側に補正額（7月）と欄を設け、ただいま上程しました補正予算をそれぞれ科目ごとに当てはめたものでございます。

また、これ以降の他の特別会計におきましても同様に、右から2列目の補正額（7月）の欄に補正予算を載せてございます。内容につきましては、先ほどと重複いたしますので、説明を割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、議決事項15から議決事項19まで、歳入歳出予算補正の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

特にございませんでしたら、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議決事項の15から19までは、原案どおり決定をいたします。

次に、議決事項の20、「役員を選任について」及び議決事項の21、「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」は関連がございますので、一括して議題に供したいと思います。

事務局から説明いたします。

○事務局 議案書2-1、55ページをお願い申し上げます。議決事項20、「役員を選任について」でございます。

提案の趣旨です。役員の新任等に伴い、総会におきまして役員の新任を求めるものでございます。前中央区長・矢田美英氏におかれましては、4月末に退任されたことに伴い、本会理事を退任されました。また、杉並区長・田中良氏におかれましては、今月末をもって本会監事を退任されることとなりました。このため、特別区を代表する理事1名、監事1名の後任の役員につきまして、本会規約第21条の2の規定に基づき、総会におきまして新任いただきたいというものでございます。

次に、57ページをお願い申し上げます。後任の理事候補者につきましては、本会規約に定めます選挙区でございます特別区から中央区長・山本泰人氏、また、後任の監事候補者につきましても特別区から中野区長・酒井直人氏のご推薦を頂戴しております。

なお、新たにご就任される役員の新任につきましては、本年8月1日から前任者の残任期間でございます令和2年7月31日まででございます。

続きまして、59ページをお願い申し上げます。議決事項21、「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」でございます。

提案の趣旨です。委員に欠員が生じているため、委員を委嘱するものでございます。めぐっていただきまして、62ページに事業計画及び予算に関する委員会の設置要綱を載せてございます。理事の欠員に伴い、現在欠員となっております委員会委員を理事長が委嘱するに当たりまして、委員会設置要綱第2の規定に基づき、理事会の同意を頂戴するものでございます。

恐れ入ります。戻っていただきまして、61ページをお願い申し上げます。事業計画及び予算に関する委員会における特別区保険者を代表する委員1人といたしまして、中央区長の山本泰人氏を理事の皆様のご同意を得て、理事長から委嘱したいというものでございます。

なお、委員の委嘱の同意につきましては、本来であれば、総会におきまして、理事に選任された後、8月以降に理事会を開催し同意を頂戴するところでございますが、本日、皆様がお集まりでございますので、本理事会におきまして、あらかじめご了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

新任につきましては、役員と同様に、本年8月1日から前任者の残任期間でございます令和2年7月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

○理事長 説明が終わりました。ご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議決事項の21は、総会において役員の選任が承認された条件つきとなりますが、原案どおり決定をいたします。

次に、議決事項の22、「副理事長の選出について」を議題に供したいと存じます。

説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります。議案書63ページをお願い申し上げます。議決事項22、「本会副理事長の選出について」でございます。

提案の趣旨です。副理事長に1人の欠員が生じるため、選出いただくものでございます。

現副理事長でございます大田区長・松原忠義氏におかれましては、今月末をもちまして、本会副理事長をご退任されることとなりましたので、その後任につきまして互選願いたいというものでございます。

副理事長の選出につきましては、めくっていただきまして、65ページにお示ししておりますように、本会規約第23条第1項の規定によりまして、理事が互選することとなっております。

なお、副理事長につきましては、従来から特別区、市町村、国民健康保険組合のそれぞれの理事の中から慣例でお1人ずつ選出されており、今回は特別区の副理事長に欠員が生じますので、特別区保険者を代表する理事の方々から選出いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○理事長 事務局の説明は終わりました。特別区保険者を代表する理事の方々から副理事長を選出するというところでございますが、時間の関係もございまして、私から提案をさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、私から提案させていただきます。

副理事長には港区長の武井雅昭様を選出することとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、副理事長には港区長の武井雅昭様を選出することに決定をいたしました。

次に、議決事項の23、「通常総会の招集について」を議題に供します。

説明をお願いします。

○事務局 議案書2—1、67ページをお願い申し上げます。議決事項23、「通常総会の招集について」でございます。

第141回通常総会を令和元年7月29日月曜日午後2時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 説明は終わりました。原案のとおり通常総会を開催することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案どおり決定することといたしました。

閉 会 (～午前11時17分)

○理事長 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。理事の皆様には慎重なご審議とご協力により、議事が円滑に進行できましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、閉会とさせていただきます。